

高山中学校再生可能エネルギー設備等整備事業公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月8日
長野県高山村

1. 目的

本事業は、国（所管：環境省）の補助事業である「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用し、本村の指定避難所等における平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時の事業継続性の向上に寄与するエネルギー供給等の機能の発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入するものであり、再生可能エネルギーに係る技術能力や豊富な経験及び高い専門知識を有し、さらには脱炭素化を具現化させるための技術能力を有する者からの提案を広く公募する必要がある。

このため、本実施要領は、高山中学校再生可能エネルギー設備等整備事業に係る工事を実施するにあたり、本事業に対する意欲、履行能力及び技術的能力の優れた者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その手続きについて定めることを目的とする。

2. 概要

(1) 業務名

高山中学校再生可能エネルギー設備等整備事業

(2) 背景及び目的

東日本大震災等の大規模地震をはじめ、近年、全国的に豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されている。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」を平成26年6月に策定し、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを推進している。また、地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられるとともに、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）を図るための施策を展開している。

このことから、本村では国土強靱化の観点から大規模自然災害への備えの指針となる「高山村国土強靱化地域計画（令和3年3月）」を策定し、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「地球温暖化実行計画（令和3年3月）」を策定し温室効果ガスの排出抑制に努めている。

本事業は、環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用し、公共施設へ再生可能エネルギー設備等を導入することで、公共施設における平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難所施設、防災拠点でのエネルギー供給等の機能を実現（地域レジリエンスの具現化）し、その効果検証・分析を行い、日常の運用改善に係る情報提供、改善支援などを行うことを目的とする。

(3) 提案内容

本業務は、国（所管：環境省）の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の趣旨を踏まえ、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時の事業継続性の向上に寄与するエネルギー供給等の機能の発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入するものである。このため、本提案では、提案上限額の範囲内で平時の温室効果ガス排出抑制及び災害時のエネルギー供給等の機能発揮の両立が可能となる設備の導入について提案を行うこと。

(4) 業務の内容

別紙「高山中学校再生可能エネルギー設備等整備事業公募型プロポーザル提示仕様書」参照

(5) 業務対象施設

長野県上高井郡高山村大字高井4575番地 高山村立高山中学校

(6) 履行期間

「高山中学校再生可能エネルギー設備等整備事業仕様書」のとおり

(7) 契約締結の時期等

本事業は、国（所管：環境省）の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の活用を想定した事業であるため、補助金執行団体より補助金の交付決定がなされ、かつ契約に係る議案が村議会において可決された後に本契約を締結するものとする。

(8) 提案上限額

2億6千万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. プロポーザルの参加要件等

(1) 参加要件

- ① 応募者は、グループ構成とし、構成員は日本国内の企業であること。
- ② 応募者は、村との協議、調整に十分な能力を有し、本事業を十分に遂行できると認められる者であること。
- ③ グループの代表者は、長野県内もしくは隣接県（富山県・新潟県・群馬県・埼玉県・山梨県・静岡県・愛知県・および岐阜県）において、過去に環境省が実施した「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の元請実績（総事業費1億円以上で村が本事業と同種・同規模と認めた事業実績）を有し、当該補助事業の申請業務支援及び事業完了後の実績報告支援等の実績を有する者が含まれていること。
- ④ グループの代表者は、提案書提出期間の開始日までに、高山村競争入札参加資格における電気工事を有している者であること。
- ⑤ グループの代表者もしくは構成員は、平時における当該施設の定量的なCO2削減を具現化する「エネルギー管理サービス」の提供が可能な技術者（技術士若しくはエネルギー管理士の資格を有する者）を、本事業の担当者として配置することができること。
- ⑥ グループの構成員には、長野県内に本社又は支店を置く一級建築士事務所が含まれていること。
- ⑦ グループの構成員には、須高管内に本社又は営業所を置くものが1社以上含まれていること。
- ⑧ グループの構成員は、提案書提出期間の開始日までに、高山村競争入札参加資格を有していること。（なお、高山村競争入札参加資格は、随時受付をしている。）

(2) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされている者。
- ③ 次に該当する者。
 - ア. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者。
 - イ. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。
 - エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - オ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者。
 - カ. 国税及び地方税を滞納している者。
- ④ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けている者。

4. プロポーザル実施日程（予定）

項目	日程	提出様式等
公募開始（HP掲載）	令和6年4月8日（月）	（本実施要領及び提示仕様書等の公表・配布）
参加表明受付期間	令和6年4月8日（月）から 令和6年5月7日（火）まで	様式第1号、2号、3号（-1.2.3）
質疑受付期間	令和6年4月9日（火）から 令和6年4月26日（金）まで	様式第5号
質疑回答期間	令和6年4月9日（火）から 令和6年4月30日（火）まで	
参加要件確認結果及び技術提案書提出要請通知	令和6年5月10日（金）	電子メールにて送信する
技術提案書提出期間	令和6年5月13日（月）から 令和6年5月27日（月）まで	様式第4号（電子データをCD-R等で提出すること）
技術提案書審査結果発表	令和6年5月31日（金）	
プレゼンテーション	令和6年6月12日（水）	高山村役場において実施
優先交渉者の選定通知	令和6年6月14日（金）	
工事契約の締結日	（仮契約） 補助金交付決定後 （本契約） 村議会可決後	

5. プロポーザルの公募（本実施要領及び提示仕様書等の公表・配布）

本事業に係るプロポーザルの公募を以下のとおり行い、併せて仕様書及び様式等の配布を行う。

- (1) 公募開始 令和6年4月 8日（月）
- (2) 配布日時 令和6年4月 8日（月）から
- (3) 配布場所 高山村役場総務課窓口並びに高山村役場ホームページ

6. 参加表明書及び資格確認書類の提出に係る事項

事業者は、下記の書類を提出すること。なお、本提案に基づく書類への押印は不要とする。

- (1) 応募受付期間等
期間：令和6年4月8日（月）から 令和6年5月7日（火）まで（必着）
時間：午前9時から午後5時まで ただし、正午から午後1時は除く。
- (2) 提出方法
直接高山村役場へ持参とする。
- (3) 提出先
〒382-8510 長野県上高井郡高山村大字高井 4972 番地
高山村役場 総務課 危機管理防災係
TEL：026-245-1100 電子Mail：soumu@vill.takayama.nagano.jp
- (4) 参加表明時の提出書類

以下の書類をA4縦長ファイルに綴じたものを正1部提出のこと。

①	参加表明書（様式第1号）	代表者が作成すること。
②	グループ構成表（様式第2号）	応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
③	企業概要（様式第3号-1）	全構成員のものを提出すること。
④	各役割の責任者業務実績表（様式第3号-2）	類似業務等の実績を記載すること。 技術者の資格を証する書類等の写しを添付すること。

- (5) 参加要件確認結果及び技術提案書提出要請
令和6年5月10日（金）に参加要件の確認結果を電子メールにて送信する。

7. 質問書の提出に係る事項

質問がある場合、以下のとおり質問を受け付けるものとする。なお、本事業の趣旨からかけ離れた質問や電話又は来訪による口頭での質疑及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 提出書類

①	質問書（様式第5号）	質問はわかりやすく、明瞭簡潔に記載すること。
---	------------	------------------------

- (2) 質問受付期間
期間：令和6年4月9日（火）から 令和6年4月26日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法
電子メール（表題に「プロポーザル質問書」と明記。）にて。なお、送信後に電話での着信確認等を行うこと。

- (4) 提出先 前記6(3)に同じ
 (5) 質問書の回答について 令和6年4月30日(火)までに電子メール等にて回答を行う。

8. 技術提案書の提出及び作成に係る事項

技術提案書提出要請通知があった事業者は本プロポーザルの技術提案書を村へ提出すること。

- (1) 受付期間
 受付期間：令和6年5月13日(月)から 令和6年5月27日(月)まで (必着)
 受付時間：午前9時から午後5時まで ただし、正午から午後1時は除く。
- (2) 提出方法
 直接高山村役場へ持参とする。
- (3) 提出先
 前記6(3)に同じ。
- (4) 技術提案書の提出書類
 応募者は本プロポーザルの技術提案書を作成し、提出すること。

①	技術提案書(様式第4号)	1. 実施体制等(同種工事実績、配置予定技術者、全体事業スケジュール、保守体制等) 2. 事業内容(設備導入業務の内容) 3. 導入設備の平時における役割と機能 4. 導入設備の災害時における役割と機能 5. 導入設備のエネルギー起源 Co2 排出削減効果 6. エネルギー管理サービスに関する事項 7. 事業費(見積書(実施設計費、監理費、設備費、運用コスト、メンテナンス費、ランニングコスト等の提案に基づく内容について、あらゆる経費を含んだ全ての価格(消費税含む)を見積もること。) 8. 本事業がもたらす地域への貢献(地域住民への副次的効果) 9. 地域レジリエンスに関する事項(緊急時の対応体制、災害に対する強靱性の向上) 10. 独自提案
---	--------------	---

- ※1 見積金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- ※2 技術提案書は、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じること。
- ※3 応募者1者につき1案とし、代表企業が提出すること。
- ※4 書類は、原則A4判の用紙とする。なお、必要に応じてA3判折り込みも可とする。また、カラー印刷も可とする。フォントサイズは10ポイント以上とすること。
- ※5 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないよう留意すること。
- ※6 提出部数は1部とする。なお、技術提案書をPDF形式等で保存した電子媒体(CD-R又はDVD-Rとする)1枚を併せて提出すること。

(5) 書面内容に不備がないと判断され、かつ「本実施要領」及び「仕様書」に定める事項を満たしたと判断された事業者に対し、電子メールにて提案書受領を連絡する。

9. プレゼンテーション審査

技術提案書の審査を通過した応募者に対し、別に定めるところによる「公募型プロポーザル審査委員会」において審査を行い、総合的に判断し最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。なお、審査内容については、非公開とする。

(1) 審査

審査内容	プレゼンテーション形式
審査期日	令和6年6月12日(水) ※応募者数により時間割し、改めて村より連絡します。
提案時間	説明20分以内、質疑10分程度
参加人数	5名程度
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション投影資料は、別途指示する必要部数を事前に村へ提出すること。 ・プレゼンテーションの順番は、原則として提案書の受付順とする。 ・プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコン及びプロジェクターは事業者が持参のこと。(スクリーンは村にて用意) ・提出された提案書をもとに、プレゼンテーション用に再構成することは可能とする。ただし、プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可。

(2) 審査果通知

結果は、令和6年6月14日(金)に電子メールを送信し、書面を発送する。また、高山村ホームページにも掲載する。

(3) 審査基準

提案内容は、具体的かつ現実的であるものとする。なお、審査における主な評価ポイントは、次のとおりとする。

1 実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・同種工事实績について具体的に記載されているか。 ・業務の実施体制(配置予定技術者の取得資格等) ・全体事業スケジュールが環境省及び補助金執行団体から提示されているスケジュールに沿った内容であるか。 ・実施可能なスケジュールであるか。 ・保守体制等について、県内又は長野管内に営業拠点があるなどの具体的かつ現実的な提案・記載がされているか。 ・工事の手法及び工程が、中学校の授業等の教育活動に支障がない内容であるか。 ・国(所管:環境省)の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の公募、補助金交付申請業務等に対する協力、支援体制が明確に記載されているか。
---------	--

2 事業内容（設備導入業務）	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務並びに 国（所管：環境省）の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の趣旨を理解した提案内容であるか。 ・補助対象事業を基にした今後の発展が期待できるか。 ・導入設備は、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時のエネルギー供給等が可能であり、事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の内容であるか。 ・導入設備の平時における役割と機能が記載されているか。 ・導入設備の・災害時において、エネルギー供給等の機能発揮が可能であり、施設等の果たす役割・機能が十分に果たせるようになっているか。 ・整備する照明設備は、中学校における使用であることに配慮した適切な照明環境が確保できる仕様であるか。 ・既設の太陽光発電設備の活用も含め、村にとって有益な仕組みとなっているか。
3 削減効果	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー起源 CO2 排出削減効果が具体的な提案であるか。 ・対象設備の CO2 削減量 (t-CO2/ 年)、削減率 (%)、ランニングコスト削減根拠が明記されているか。 ・設備導入による CO2 削減量、削減率及び費用対効果 (1t-CO2 あたりのコスト) 及びランニングコスト削減額が高く、達成可能で現実的なものであるか。
4 エネルギー管理サービスに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の運用において、機器稼働状況、村職員の執務内容及び村民サービス状況などを鑑みた、最適なエネルギー管理サービスを果たせる内容であるか。 ・本サービスを十分果たせる体制（技術者の配置等）になっているか。
5 コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・導入設備のシステム価格、運用コスト、メンテナンス費等に妥当性、優位性があるか。 ・導入設備の耐用年数期間全体において、ランニングコスト（電気料金や維持管理費等）の削減効果が高いものであるか。 ・国（所管：環境省）の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の公募要領に合わせ、補助事業を最大限に活用した内容となっているか。
6 地域への貢献（普及効果）	<ul style="list-style-type: none"> ・村内の業者を活用した提案がなされているか。 ・本事業がもたらす地域への貢献（他施設や他団体への水平展開や地域住民への副次的効果などの普及啓発を含む）が高い取組みであるか。
7 その他（地域レジリエンスに関する事項）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の迅速な支援対応を行うための体制が整っていると同時に、緊急時対応策が明確で適切なものであるか。 ・仕様書に記載がない事項について、上記以外の有益となる独自の提案がされているか。（独自性、先進性、特殊なノウハウや地域特性等への配慮が含まれているか）

(4) 注意事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 本実施要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- ② 提出された資料等の記載事項に虚偽が発見された場合
- ③ 提出書類及び提出の方法が本実施要領に定める事項に適合しない場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合
- ⑥ 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦ プレゼンテーションに欠席した場合
- ⑧ 審査終了後に参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- ⑨ その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

(5) その他

- ① 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を村に請求することは出来ないものとする。
- ② 村が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- ③ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- ④ プロポーザル応募者は、複数の提案書の提出はできない。
- ⑤ 提出期限以降の提出書類の差し換え、訂正及び再提出は認めないものとする。ただし、必要に応じて提出された書類について、村から追加資料を求めることがある。
- ⑥ 提出書類は、原則として返却しない。
- ⑦ 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「提案辞退届（様式第6号）」を提出のこと。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- ⑧ 本プロポーザルにおいて、村の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者及び優秀提案者の選定は行わないものとする。また、応募者が1者の場合であっても、村の要求を満たす提案であれば、その者を最優秀提案者として選定する。
- ⑨ 本プロポーザルにおいて使用する言語は、日本語（商標、固有名詞、単位は除く）、通貨は「円」とする。

10. 契約の締結

- (1) 村は最優秀提案者と契約に向けて協議する。なお、契約は、国（所管：環境省）の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の交付決定後に協議が整い次第、速やかに仮契約を締結し、その後高山村議会の議決を得た上で本契約を締結するものとする。
- (2) 最優秀提案者と契約に至らなかった場合は、優秀提案者と契約に向けた協議をすることができるものとする。

- (3) 最優秀提案者として選定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立とする。
- (4) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された最優秀提案者及び優秀提案者が本実施要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該最優秀提案者及び優秀提案者と契約を締結しないものとする。
- (5) この実施要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び村の条例規則等の定めるところによるものとする。